

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成27年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこちぐら

3 代表者の氏名

石橋 敬雄

4 主たる事務所の所在地

新潟県西蒲原郡弥彦村矢作1749-1番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者及び広く市民に対して、地域の多様な主体との協働・連携を図り、高齢者や障がい者の居場所づくりやバリアフリーの推進、社会参加や就労の支援、自殺や虐待の予防などに関する事業を行い、地域の見守り・支え合い体制の構築を推進し、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動